

○長浜市議会基本条例

平成25年9月5日条例第25号

改正 令和6年6月28日条例第29号

目次

前文

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 議会の基本理念及び運営原則並びに議員の活動原則（第3条—第7条）
- 第3章 議長及び副議長（第8条）
- 第4章 市民と議会との関係（第9条・第10条）
- 第5章 議会と市長等との関係（第11条—第15条）
- 第6章 自由な討議の保障（第16条—第18条）
- 第7章 委員会等（第19条）
- 第8章 調査及び政策立案機能の向上（第20条—第25条）
- 第9章 議員の身分、待遇及び政治倫理（第26条—第28条）
- 第10章 最高規範性と見直手続（第29条・第30条）

附則

前文

豊かな自然、悠久の歴史文化資産を守り継ぎながら、進取の精神と市民協働のまちづくりが息づく長浜市において、長浜市議会（以下「議会」という。）は、長浜市長及び執行機関（以下「市長等」という。）とともに、二元代表制のもと、それぞれが長浜市民（以下「市民」という。）から負託された権能を発揮し、日本国憲法及び地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）に定める地方自治の本旨の実現と市民の福利向上を使命として活動するものです。

議会は、市民から直接選挙で選ばれた長浜市議会議員（以下「議員」という。）により構成される合議制機関です。地方自治体の自主性と自立性が増し、市民に、より開かれた議会が求められる今日において、長浜市の議決機関としての責務を自覚して最良の意思決定を行うことにより議会の使命を達成するため、また、長浜市の最高規範である長浜市市民自治基本条例（平成23年長浜市条例第1号）との整合を保持するため、議会の運営原則、議員の活動原則等をこの条例によって定めます。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、議会の基本理念及び運営原則並びに議員の活動原則を定めるとともに、市民と議会及び議会と市長等との関係を明らかにすることによって議会の活性化を図り、もって市政の進展及び市民の福利向上に寄与することを目的とします。

【解説】

この条例を定める理由と目的を示しています。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとします。

- (1) 市民 市内に在住、在勤又は在学する個人及び市内で活動する法人その他の団体をいいます。(ただし、法令、条例等に特別の定めのある場合は除きます。)
- (2) 委員会 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいいます。
- (3) 請願 法第124条に規定する請願をいいます。
- (4) 陳情 長浜市議会会議規則(平成18年長浜市議会規則第1号。以下「会議規則」という。)第139条に規定する陳情をいいます。

【解説】

この条例で使われる用語を定義することで、より条例の理解度を高めるように定めています。

第2章 議会の基本理念及び運営原則並びに議員の活動原則

(議会の基本理念)

第3条 議会は、市の意思決定を担う議決機関として、公平かつ公正な議論を尽くし、真の地方自治の実現に取り組むものとします。

【解説】

第1条で規定している基本理念について改めて定めています。

(議会の運営原則)

第4条 議会は、次に掲げる原則に基づき運営を行うものとします。

- (1) 議会が言論の府であること及び合議制機関であることを十分認識し、議員間の自由な討議を尊重しながら合意形成に努めること。

- (2) 公開性及び透明性並びに公正性を確保し、市民に信頼される開かれた議会を目指すとともに、社会環境、経済情勢等の変化により新たに生ずる課題等に対応するため、不断の議会改革に努めること。
 - (3) 市の議決機関として市政運営について監視すること。
 - (4) 市民の多様な意見を的確に把握することに努め、政策提案等によって市政に反映させる議会運営を目指すこと。
 - (5) 会議規則、長浜市議会委員会条例（平成18年長浜市条例第212号）及び議会における先例又は申合せ事項は、継続して精査し、必要があれば見直しを行うこと。
 - (6) 市民が関心を持ち、かつ、理解しやすい議会運営に努めること。
- 2 議会は、市政の課題に的確かつ柔軟に対応し、主体的・機動的な活動を展開するため、年間を通じて十分に審議を尽くすことができる会期を定めるものとします。

【解説】

- ・議会の運営に際しての理念を定めています。
- ・議会は「言論の府」と言われており、その本分を果たすため、議会の一員である議員が相互に討議を尽くして最善の政策となるよう努力することを定めています。
- ・公開と公正を確保し、市民に信頼される議会を目指すため、不断の議会改革に取り組むことを定めています。
- ・行政のチェック機関として責務を果たすことを定めています。
- ・議会が市民の声を反映させる場であるため、さまざまな行政課題に対して政策提案等による課題解決を模索することを定めています。
- ・市民に理解されやすい議会運営とするため、条例や規則等を継続的に見直すことを定めています。
- ・「市民のための議会」として、市民が関心を持ち、理解されやすい運営を目指すことを定めています。
- ・社会環境、経済情勢等の変化により発生する課題や、それに伴う法改正や新たな制度に対し対応するために取り組むことを定めています。
- ・市政の課題に対し、年間を通じて十分に審議を尽くすことができることを定めています。

（議員の活動原則）

第5条 議員は、次に掲げる原則に基づき積極的に活動を行わなければなりません。

- (1) 市政の課題全般について、市民の意見を代弁する者として市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんに努めること。
- (2) 議会の構成員として、一部団体及び地域の代表にとらわれず、常に公平と公正をもって市民全体の福利の向上に努めること。

【解説】

- ・議員の活動に際しての原則を定めています。
- ・議員が市政や地域の課題を把握し、その解決手法を模索するため、情報収集や政策水準の能力を高めるように努めることを定めています。
- ・市民全体のために活動する議員であることを定めています。

(災害等発生時における議会対応)

第6条 議会は、災害の発生や感染症のまん延等の状況においても議会機能を的確に維持し、議決機関としての機能を確保することを責務とし、情報技術の発展を踏まえた多様な手段を活用して、必要な体制を整えるものとします。

【解説】

- ・甚大な災害の発生やコロナ等の感染症の拡大等、通常どおりの開催が困難な状況に対して議会機能の維持・回復を図ることを定めています。
- ・情報通信機器等を活用した会議の開催など、必要な整備をしていくことを定めています。

(会派)

第7条 議員は、効果的な活動を行うため、原則として会派を結成するものとします。

2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動します。

3 会派は、広報及び広聴活動等を通じて、市民の福利向上に寄与する政策の立案及び提言に努めるものとします。

【解説】

- ・長浜市議会が会派制を採っていることを示しています。
- ・「会派」の考え方を定めています。
- ・会派活動(広報広聴活動等)を通じ、市民の意見を代弁する者として積極的な政策提案に努めることを定めています。

第3章 議長及び副議長

(議長及び副議長)

第8条 議長及び副議長は、公平無私の立場で議会を代表するとともに、この条例の趣旨を十分理解し、積極的に施行することに努めなければなりません。

2 議会は、議長及び副議長の選出に際し、市民にその経過が明らかになるようにします。

3 議長及び副議長の選出に関することは、別に定めます。

【解説】

- ・法第104条による議長と副議長の理念を定めています。
- ・議長と副議長の選出は、議員の投票によるものですが、その経過を明らかにすることにより市民と議会と距離を縮め、理解しやすく、透明性のある議会運営を目指すことを定めています。

第4章 市民と議会との関係

(市民参加及び市民との連携)

第9条 議会は、市民に対して、市政に係る重要な情報を議会独自の視点で、情報技術の発達を踏まえた多様な手段を活用して積極的かつ定期的に広報し、多くの市民が議会と市政に関心を持つように努めなければなりません。

- 2 議会は、本会議のほか、すべての委員会を原則公開するとともに、傍聴及び市民参加を進めるため、日程、活動状況等についてはできる限り早期の情報提供に努めなければなりません。
- 3 議会は、議案に対する各議員の対応を市民に対し公表することとします。
- 4 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と認識し、審議においては、必要に応じて提案者の意見を聴く機会を設けるものとします。
- 5 議会及び議員は、発信した情報に関し、市民に対し説明責任を十分果たさなければなりません。

【解説】

- ・議会が果たすべき責任として、情報提供および広報を積極的に行うことを定めています。
- ・市民が関心を持ち、広く傍聴や視聴されるよう公式会議等を原則公開とし、日程に関する情報をできるかぎり早く知らせていくことを定めています。
- ・議案に対する議員の対応(賛否)を公表することを定めています。
- ・請願および陳情を市民の政策提案と位置づけ、提案者の意見を聴く機会を設けることとしています。
- ・議会や議員が発信する情報に関して、理解されやすいよう市民等に説明する責任を負うことを定めています。

(市民との意見交換等)

第10条 議会は、議員及び市民が市政全般にわたって自由に情報及び意見を交換する機会を持つように努めるものとします。

- 2 前項に関することは、別に定めます。

【解説】

・議会が自ら積極的に地域に出向くなど、広報及び広聴活動等、市民と意見交換をする機会を設けるよう努めることを定めています。

第5章 議会と市長等との関係

(一般質問)

第11条 議会は、議員の一般質問について、個人一般質問のほか、多様な立場や観点から質問できる機会を確保するものとします。

【解説】

・議員個人による一般質問や会派代表質問以外にも、専門的視点を生かした常任委員会代表質問など、多様な立場や観点から質問できる機会を確保することを定めています。

(議員と市長等との関係)

第12条 議員は、市長等との関係について、次による緊張関係の保持に努めなければなりません。

- (1) 本会議における質疑及び質問は、市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うものとします。
- (2) 議長から本会議及び委員会への出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができるものとします。その運用に関しては、別に定めます。
- (3) 議員は、会期中又は閉会中にかかわらず、議長を経由して市長等に対し文書質問を行うことができるものとします。

【解説】

・二代表制の本旨により市長等との緊張関係を持つことを定めています。

・質問の論点および争点を明確にするため、代表質問と一般質問における方式は、一問一答とすることを定めています。

・議員の質問等に対して、論点および争点を明確にするため、議長の許可によって市長等(市長の代理として出席する当該会議における執行機関側の長を含む)が議員に対する質問を行うことができることを定めています。

・いわゆる口利きや働きかけ防止のため、議員からの質問は文書で行うことができるとし、議員活動の透明性を自ら確保することを定めています。

(法第96条第2項の議決事件)

第13条 議会は、議決機関としての機能強化のため、法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件について積極的に追加事件を検討するものとします。

2 前項の規定に基づく議会の議決すべき事件については、別に条例で定めます。

【解説】

・市政の方向性に影響するような政策、市政全般にわたる重要な計画等については、議会と市長等が市民に対する透明性の高い市政を共に担い、また議決事件として追加できることを定めています。

(審議における論点情報の形成)

第14条 議会は、市長等が提案する重要な政策について、その政策水準を高めるため、次に掲げる事項を基本論点として審議するものとします。

- (1) 政策の発生源
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 関係法令等との整合性
- (4) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (5) 市民参加の状況、意見等の内容及び調整
- (6) 基本構想及び各事業分野別における基本計画等との整合性
- (7) 時限性の有無
- (8) 財源措置及び将来にわたる経費又は収入
- (9) 予測でき得る範囲での効果

【解説】

・市長が重要な政策等を提案する場合に、論点を明確化し、政策水準を高める議論を行うため、9項目の論点を定めています。このことにより政策の信頼性や透明性、公開性が高まり、また政策等執行後の評価に資することができます。なお、重要な政策とは、市民生活に大きく影響が及ぶことが予想される各事業分野別における基本的な方針や計画、事業等をいいます。

(審査及び評価)

第15条 議会は、効率的・効果的な行政運営に資するため、市長等が行う政策の成果について、審査及び評価を行うものとします。

【解説】

・市の施策の目標設定に対する達成状況や決算審査において、市民目線・費用対効果の視点で審査及び評価を行うことを定めています。

第6章 自由な討議の保障

(討議による合意形成)

第16条 議会は、議決機関として議員及び委員会又は市長提出議案並びに市民提案に関して、審議及び意思決定に当たっては、議員相互の公平で自由な議論を保障し、合意形成に努めなければなりません。

2 議会は、原則として委員会を中心とした討議を行うものとします。

3 議会は、討議された結果、少数となった意見においても、できる限り尊重するものとします。

4 議員は、討議の経過及び結果について市民に対して説明責任を十分に果たさなければなりません。

5 議員は、議員相互の討議を拡大するため、政策、条例、意見書等の議案を積極的に提出するよう努めるものとします。

【解説】

- ・議会における審議と議決にあたって、自由討議を保障し、合意形成に努めることを定めています。
- ・委員会での討議を中心とすることを定めています。
- ・間接民主制に求められる原理の一つである「少数意見の尊重」について定めています。
- ・討議の経過および結果等に関して、議員による市民への説明責任を定めています。
- ・議員は政策提案等を通して議員間の討議を拡大し、より良い市政運営に資する責任を負っていることから積極的な議案提出に努めることを定めています。

(調査・政策立案)

第17条 議会は、法第100条の2の規定に基づく調査、審査及び諮問のために学識経験を有する者等による必要な機関を設置することができるものとします。

2 議員は、政策立案に資するために必要な調査、研修及び視察を行い、その結果等を市民に公表及び報告するものとします。

【解説】

- ・市の重要課題に対して議会独自の視点で対応するため、大学等研究機関(専門的知見)や専門家等との連携、また調査機関を設置することができることを定めています。
- ・議員は、調査および研修等を行い、その成果等について、さまざまな情報伝達手段を通じて市民に知らせていくことを定めています。

(政策討論)

第18条 議会は、本市における重要な課題や政策等に関して、議会としてより良い討論、

提案等ができるよう政策討論を実施するものとします。

【解説】

・議員の自由討議の具体的な実践の場として政策討論をするようにします。市政に対する方向性や考え方、課題を討論することで、積極的により良い政策の提案につながるように定めています。

第7章 委員会等

(委員会の活動)

第19条 委員会における審査に当たっては、資料等を積極的に公開しながら、市民が理解しやすい議論を行うよう努めなければなりません。

2 委員長は、委員会の秩序保持及び議事の整理に努めなければなりません。

3 委員長及び副委員長は、責任を持って委員会の意見を報告としてまとめ、委員長は、委員長報告に関する質疑に対して答弁を行わなければなりません。

4 委員会は、法第109条第5項で準用する法第115条の2に規定する公聴会及び参考人制度を必要に応じて活用するものとします。

5 議会として議論を尽くすため及び市政の推進状況を把握するため、定例会の休会中及び閉会中においても常任委員会を定期的を開催するものとします。

【解説】

・常任委員会、議会運営委員会、特別委員会において、公開を原則に市民が理解しやすい審査に努めることを定めています。

・委員会の運営に際して、委員長および副委員長の職責を定めています。

・必要が生じた場合に委員会で公聴会を開催することや参考人を招致できることを定めています。

・市政の推進状況を把握するため、常任委員会の定期的な開催について定めています。

第8章 調査及び政策立案機能の向上

(政務活動費)

第20条 議員は、調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付される政務活動費の執行に当たっては、長浜市議会政務活動費の交付に関する条例（平成18年長浜市条例第7号）を遵守しなければなりません。

2 政務活動費に関する書類は、その支給を受けた日の属する年度から起算して5年間、いつでも市民に閲覧可能な状態で保管しなければなりません。

3 市民から書面により、政務活動費に関する書類の閲覧及び公開請求があった場合は、誠意をもって速やかに対応しなければなりません。ただし、長浜市情報公開条例（平成18年長浜市条例第17号）第7条第1号に規定する個人情報を除くものとします。

【解説】

- ・長浜市議会政務活動費の交付に関する条例の遵守を定めています。
- ・政務活動費の使途等の透明性を確保するため、関係書類について保管期間を定め、閲覧請求があった場合は、速やかに対応することを定めています。なお、個人情報に係る部分については、長浜市情報公開条例に定めるものは除きます。

（議員研修の充実強化）

第21条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化を図るものとします。

2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家の招へい又は市民との懇談会等又は議員研修会を年1回以上開催するものとします。

【解説】

- ・議員の資質及び政策立案能力向上のため、議員研修を充実強化することを定めています。研修は、専門講師の招聘ほか、市民との懇談会も含んでいます。

（他の自治体の議会との交流や連携）

第22条 議会は、議員の政策等の形成及び広域的な課題の解決に資するため、他の自治体の議会と積極的な交流や連携を図るものとします。

【解説】

- ・議員の政策立案のため、また広域的な課題や政策形成のため、近隣および国内外の自治体議会と交流や連携を進めることを定めています。

（議会事務局）

第23条 議会は、議長の統理する事務を遂行するため、法第138条第2項の規定により議会事務局を設置します。

2 議長は、議員の議会活動に必要とされる情報の収集及び議会運営を円滑かつ効率的に進めるため、議会事務局の調査及び法制の機能の向上等組織体制の整備を図るよう努めるものとします。

【解説】

- ・議会事務局職員の任命権者である議長は、議員の調査・研究に資するため、議会事務局職員の調査・法務能力を高め、より良い事務局体制を整えるよう努めることを定めています。

(議会図書室の設置及び公開)

第24条 議会は、議員の調査研究及び政策立案に資するため、法第100条第19項に基づき議会図書室(以下「図書室」という。)を設置します。

2 図書室は、議員のみならず、誰もが利用できるものとします。

3 議長は、議員の調査研究及び政策形成並びに立案能力の向上を図るため、図書室の充実に努めるものとします。

【解説】

・議会図書室の充実を図り、広く誰もが利用できる開かれた議会図書室とすることを定めています。

(予算の確保)

第25条 議長は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議決機関としての機能を充実するため、必要な議会関係予算の確保に努めるものとします。

2 議長は、議会関係予算の検討においては、公平及び公正かつ全体的な視点で議員の意見を聴かなければなりません。

【解説】

・予算編成権は市長の専決事項であるものの、議会は二元代表制の一翼を担っており、適正な議会活動を行うため、必要な予算を確保するように努めることを定めています。

・議会費の予算要求のとりまとめに際して議長の姿勢を定めています。

第9章 議員の身分、待遇及び政治倫理

(議員定数)

第26条 議員の定数は、第3条に規定する運営原則に沿った議会として機能を果たすためにふさわしいものとするを基本とし、長浜市議会の議員の定数を定める条例(平成18年長浜市条例第5号)により定めるものとします。

2 議員の定数の改正に当たっては、市政の現状及び課題、将来予測等を考慮し、市民の意見を聴取した上で決定されなければなりません。

【解説】

・議員の定数は、人口や市域面積、地域性のほか、市の情勢、行政改革の視点等を十分考慮して定められるべきとしています。なお、市民からの直接請求についてはこの限りではありません。

(議員報酬)

第27条 議員報酬は、市民の負託にこたえる議員活動への対価であることを基本とし、長浜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成18年長浜市条例第38号）により定めるものとします。

2 議員報酬の改正に当たっては、議会は、長浜市特別職報酬等審議会条例（平成18年長浜市条例第41号）に基づく審議会意見のほか、行財政改革の視点、市政の現状及び課題、将来予測等を考慮した上で審議を尽くすものとします。

【解説】

・議員の報酬は、人口や市域面積、地域性のほか、市の情勢、行財政改革の視点等を十分考慮するものとしています。なお、市民からの直接請求についてはこの限りではありません。

（議員の政治倫理）

第28条 議員は、長浜市議会議員政治倫理条例（平成18年長浜市条例第214号）を規範とし、遵守しなければなりません。

2 議員は、第4条の規定を尊重し、市民から利益誘導等の疑義を持たれるような役職に就任してはなりません。

【解説】

・議員の政治倫理に関して、長浜市議会議員政治倫理条例を遵守し、議員としての品位と名誉を損なうことのないよう行動することを定めています。
・議員は、自己または特定の者に利益誘導できる役職等へ就かないようにし、市民から疑いが持たれることのないようにすることの責務を定めています。

第10章 最高規範性と見直手続

（最高規範性）

第29条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会の条例、規則等を制定してはなりません。

2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の研修を行わなければなりません。

【解説】

・この条例は、議会における条例および規則等の最高規範であることを定めています。
・議員にこの条例の理念を浸透させるため、改選後に研修する義務を定めています。

(見直手続)

第30条 議会は、別に期間を定め、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検証し、その結果を市民に積極的に公表するものとします。

2 議会は、前項の検証の結果、議会関係条例等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講じるものとします。

【解説】

・この条例の目的が達成されているかどうか、市民の意見および評価等を聞きながら検証することを義務付け、必要に応じて条例や規則等の改正などの手続きを採ることを定めています。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年6月28日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。